

奈良県告示第百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成三十年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山田歯科クリニック	橿原市久米町五二四一	平成三十年四月一日
アート薬局	生駒郡斑鳩町興留四一〇一六 野口ビル一階	平成三十年四月一日
いかるが中央薬局	大和郡山市小泉町東三一六一二二	平成三十年四月一日
薬局いかるが調剤	生駒郡斑鳩町興留七一二一一	平成三十年四月一日
いかるが薬局新庄店	葛城市新庄一二二一二	平成三十年四月一日
かしはら山岸眼科クリニック	橿原市上品寺町五二三	平成三十年五月一日